

教育・保育給付認定申請書

令和 年 月 日

(宛先) 瀬戸市長

記入例

申請者 住所 瀬戸市〇〇町〇丁目〇番地
(保護者)

氏名 瀬戸 太郎

生年月日 昭和 〇〇年 〇〇月 〇〇日
平成

連絡先 △△△-△△△△-△△△△

次のとおり、教育・保育給付認定を申請します。

ふりがな		生年月日	性別	個人番号(マイナンバー)										保育必要量	
認定児童の氏名		令和	男・女	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1										☐ 短時間	
せと じろう		〇〇年〇月〇日												☒ 標準時間	
瀬戸 次郎														☒ うち延長	
①保育希望		☒ 有：保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する場合（幼稚園等と併願の場合を含む）													
有無（※）		☐ 無：幼稚園の利用を希望する場合													
②世帯	ふりがな		児童の世帯員	個人番号カードまたは通知カードに記載されている個人番号を記入してください。										個人番号(マイナンバー)	
	氏名														
	せと たろう			〇〇年〇〇月〇日										2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
	瀬戸 太郎			昭和 〇〇年〇〇月〇日										3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	
	せと はなこ			明・大・昭和 〇〇年〇〇月〇日										4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	
	瀬戸 花子			明・大・昭和 〇〇年〇〇月〇日										5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	
	せと いちろう			明・大・昭和 〇〇年〇〇月〇日										6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6	
	瀬戸 一郎														
	せと そぼこ														
瀬戸 祖母子															
せと おじお															
瀬戸 叔父男															
③保育を必要とする理由		続柄	必要とする理由												
父		①. 就労 2. 妊娠・出産 3. 疾病・障害													
		4. 介護等 5. 災害復旧 6. 求職活動 7. 就学 8. その他（ ）													
1：認定証は申請受付日より30日以内に発行することが原則ですが、入所審査後に発行するため30日を過ぎる場合があることを認めます。															
2：瀬戸市が支給認定に必要な市町村民税の情報（同一世帯者含む）及び世帯情報を閲覧し、その情報に基づき決定した利用者負担額について特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。															
父 氏名 瀬戸 太郎															
母 氏名 瀬戸 花子															
委任欄（※すべて申請者が記入してください。）															
・教育・保育給付認定申請に係る権限を次の代理人に委任します。															
代理人住所 瀬戸市〇〇町〇丁目〇番地															
代理人氏名 瀬戸 花子															
申請者住所 瀬戸市〇〇町〇丁目〇番地															
申請者氏名 瀬戸 太郎															

(※)「保育所等」とは、保育所、認定こども園（保育部分）、小規模保育、家庭的保育、居宅型保育、居宅訪問型保育、事業所内保育をいいます。「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園（教育部分）をいいます。

《 記 入 上 の 注 意 》

この教育・保育給付認定申請書は、保護者が次の点に注意し記入のうえ、事実に基づき正確に記入してください。
なお、その家庭から2人以上の児童が同時に申請を行う場合は、それぞれの児童ごとに1枚の用紙を用いて下さい。

(表面)

1. 申請者の住所は、転入・転居予定の場合、新住所を記入してください。
2. 「児童氏名」の欄は「氏名」にふりがなを付し、「性別」の欄は該当するものを○で囲んでください。
3. 「保育の希望の有無」の欄は、「有」にチェックしてください。
4. 「世帯員の氏名」「生年月日」の欄は、入所児童本人以外の入所児童の両親及び同居している親族等の全員について記入するとともに、「続柄」の欄は、兄、姉、弟、妹、祖父、祖母、叔父、叔母など「入所児童からみた続柄」を記入してください。(玄関・台所・トイレ等が1つの場合は同一世帯とみなします。)
5. 「個人番号(マイナンバー)」の欄は、申込児童や世帯員についてそれぞれ記入してください。
6. 「保育を必要とする理由」の欄は、児童の保育ができない理由の番号を○で囲んでください。

・保育の認定基準は、次の表に掲げるような場合です。

保育の認定基準	
保育の必要性の認定を受ける場合は、両親いずれも(両親と別居している場合には児童の面倒を見ている者)が次のいずれかの事情にある場合です。	
(1) 就労等(家庭外労働)	児童の保護者が家庭の外で仕事をするを常態とし、その児童の保育ができない場合 (家庭内労働) 児童の保護者が児童とはなれて日常の家事以外の仕事をするを常態とし、その児童の保育ができない場合
(2) 妊娠・出産	児童の保護者が出産の前後のため、その児童の保育ができない場合
(3) 疾病・障害	児童の保護者が病気、負傷、心身に障害があったりするので、その児童の保育ができない場合
(4) 介護等	児童の家庭に介護が必要な高齢者や、長期にわたる病人、心身に障害のある人、小児慢性疾患に伴う看護が必要な兄弟姉妹がおり、保護者がいつもその同居又は長期入院・入所している親族の介護・看護にあたっているため、その児童の保育ができない場合
(5) 災害復旧	火災、風水害、地震などの理由により、その家屋を失ったり、破損したため、その復旧の間、児童の保育ができない場合
(6) 求職活動	児童の親が求職活動(起業準備を含む)を行っているため、その児童の保育ができない場合
(7) 就学	児童の親が就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)のため、その児童の保育ができない場合

(裏面)

7. 「市記載欄」「施設記載欄」は記入しないでください。

* 留意事項 *

- ・教育・保育給付認定(保育の必要性の認定)については、以下の場合がございます。あらかじめご了承ください。
 - 保育の実施基準に該当しないため、希望する認定が受けられない場合
 - 保育の実施基準の該当事由により利用期間の希望に添えない場合